

令和6年8月5日（月曜日）

第2回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和6年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
総務課参事兼総務管理班長	岸淳一君
企画調整課次長	金田卓也君
教育長	内海俊行君
教育次長	千葉忠弘君

教 育 課 長

蜂 谷 文 也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司

主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第1号)

令和6年8月5日(月曜日) 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

8月5日の1日間

〳 第 3 議案第44号 和解及び損害賠償の額の決定について

〳 第 4 議案第45号 令和6年度松島町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（色川晴夫君） ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回松島町議会臨時会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番高橋幸彦議員、9番阿部幸夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

櫻井町長のほうから挨拶をいただきたいと思いますので、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めておはようございます。

本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、宮城県中学校総合体育大会、通称中体連における松島中学校の活躍について報告させていただきます。

柔道競技において、笠原由麻君が男子個人体重別の部で優勝し、現在、福島県いわき市で行われている東北大会に出場しております。

また、8月下旬には長野県佐久市で行われる全国大会への出場権を獲得いたしました。

ただいまその全国大会に向けても出場する予定となっております。

サッカー競技においては、今年から部活動地域移行により、マリソル松島ジュニアとして出場しておりますが、地域クラブ同士の予選を勝ち抜き、県大会への出場を果たしております。

県大会では2回戦で惜しくも敗退となりましたが、学校とクラブチームが連携し、充実した活動が行われているところであります。

さて、本日、提案いたします議案は、和解及び損害賠償の額の決定が1件、令和6年度一般会計補正予算が1件でございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 町長の挨拶が終わりました。

日程第3 議案第44号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第3、議案第44号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号和解及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

事故の概要につきましては、令和6年7月9日午前9時20分頃、松島町根廻字人笥地内の町有地において、自走式除草用機械を使用し、除草作業を行っていた際に生じた飛び石により、走行中の車両フロントガラスを損傷したものです。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対し損害賠償金14万2,626円を支払うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明。岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、議案第44号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明をさせていただきますと思います。

事故の概要については、令和6年7月9日の午前9時、町道根廻磯崎線、根廻字人笥地内の町有地において、自走式除草用機械、こちらについてはハンマーナイフモアという機械でございますが、こちらを使用し、除草作業中に飛び石により、フロントガラスを損傷させたものでございます。

当該事故により、損害車両運転者へのけが等はございませんでした。

また、和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対して損害賠償額14万2,626円を支払うものでございます。

なお、損害賠償額につきましては全額を町が損害賠償金として支払うことの内容で相手方の内諾を得ているところでございまして、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度の適用となるものでございます。

最終ページの資料をご覧いただきたいと思います。

最終ページのほうに事故発生箇所の位置図及び裏面に事故の状況写真を添付しております。

事故の発生場所につきましては赤色着色箇所となりまして、根廻字人笈地内の町有地周辺となります。

相手方が根廻側から町道根廻磯崎線を松の杜方面に向かう途中で、同箇所を通過した際に、飛び石による損傷を受けてしまったというものでございます。

同資料の裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

損傷車両及び損傷部分の写真を添付しているところでございます。

損傷部分の写真は写り込みもありまして若干不鮮明ではありますが、助手席のフロントガラスに飛び石と思われる接触痕があり、運転席方向に亀裂が生じたものとなります。

また、被害車両へのフロントガラスの飛び石による損傷以外について確認したところ、他の損傷は見受けられませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

今、説明いただきまして、大体想定というイメージはできているんですけども、実際の作業状況としてどのような作業状態にあるのかなというのをちょっと聞きたかったんですけども、直営班によって自走式の草刈り機械で刈っていたところに、つい立てとかしてね、複数名で対応していただいておりますのかどうかと、そうでなければ、今後もそういったことが起き得ることになりますからね、その辺のこの作業のやり方というか、在り方というのを課長としてどのように理解しておられたのかなというところだけ伺わせてください。

○議長（色川晴夫君） 岩淵課長。

○建設課長（岩淵茂樹君） 何点かございますので、順を追ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、当日の状況でございます。当日につきましては本町の直営班と、我々職員、実は私が現場監督をしておりましたので、当日、6名で作業を行っておりまして、手刈りによるのり面の除草とハンマーナイフモアでの平面作業ということで行っていたところでございます。

多分、議員ご存じだと思いますが、現地の場所でございますが、町が管理している土地でございます、道路面より2メートル高い場所に、実は平面部があるという場所でございます、その辺についてどうしても平面部のほうですと人力で刈るよりも機械で刈ったほうが早いという部分もありまして、そちらのほうで作業を行っていたと。当然、手刈りで歩道を刈っている場合については、我々もつい立てを使って安全対策をしているというような状況でございますが、高い部分をやったときに、そこからちょっと石が飛んでしまったという状況で、今回のような事故に至ったということでございます。

また、今のお話の中で安全対策ということでございますけれども、町としましては、今回の事故を踏まえまして、安全対策の強化を改めて図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的な部分で申し上げますと、使用する機材の特性を十分踏まえた上で、歩道や車道部の近傍、近くであれば当然、除草時については飛散防止ネットを設置して行うという形を取っていきたいと思っております。

また、今回使用している自走式除草用機械を使用する際でございますが、この機械の構造上、進行方向の前のほうに石や草が飛んでしまうという特性がございますので、その特性を十分理解した上で、歩道や車道のほうに進行方向を向けないであったりとか、単に移動するとき、回転するときにあっては、刃のほうを完全に止めるとか、そういった部分を徹底して今後、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 多分そのようなことで進めておられていても、なおかつそういうことが起きたんだろうなとは思いますが。

私も知り合いの中に保険関係の方がいたりしてね「赤間さん、県道沿いの草刈りをするときは背負い込みのやつでも、県道に向かって刈り上げるんじゃないくて、刈り下ろしだけで進めてください」とかね、いろいろアドバイスもらったりもするわけですけども、そういった自走式のタイプもそうですね、自分の高さより高いところとか、あるいは県道じゃなくて民間の民地の建物とか、あるいは駐車場敷周りだとか、そういったところで作業する場合もそういった

配慮をしたほうがいいですよという、あらかじめちょっとしたネットでいいんですからねくらいの話であれなんですけれどもね、目のこまいやつ、そういったこともありましたからお伺いしました。

どうも、今後とも注意して行っていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） このような質問が適切かは分からないんですけれども、ハンマーナイフモアの今後の使用する場所とかというのは、もう決まっているんですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） ハンマーナイフモアというものでございますが、我々、ハンマーナイフモアを使う場合というのは、条件を決めておきまして、長期間放置されていた場所を除草する際にはハンマーナイフモアをよく使っております。

理由としましては背丈が例えば1メートル50とか、2メートルとなった場合、我々人力でやるにはもう限界点がありますので、機械で粉碎し、集草の作業が要らないという部分がありますので、ハンマーナイフモアというのは、確かに便利な機械ではあります。

ただ、先ほども議員からもご指摘があったように、使う場所、そういうところについては十分配慮して、今後、適切な場面を想定しながら、我々としても使っていきたい。

ですので、ハンマーナイフモアというのは、どうしても便利な機械ではあるものの、やはり事故もやっぱり起きやすい機械ではありますので、その辺については十分注意して対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 今回事故のあった場所がこども園の近くの場所で、子供の送迎があったりとかするので、とてもちょっと心配な気持ちになりました。これからも除草作業はすごい暑い中大変かとは思いますが、それぞれ何ていうのかな、相手もそして自分たちも安全に気をつけて行っていただけるとありがたいです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかにございますか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第44号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第45号令和6年度松島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号令和6年度松島町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年度定額減税補足給付金事業費の給付額を国からの算定ツールを用いて改めて算出したところ、給付金の額が不足したため補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは、定額減税補足給付金事業について説明させていただきます。

補正予算事項別明細書は4ページとなります。

2款総務費1項19目定額減税補足給付金事業費につきましては、6月補正予算において計上し、議決をいただいたところですが、7月3日に国算定ツールにて給付対象者を抽出したところ、不足が生じ、今回補正するものであります。

本事業の経緯になりますが、6月補正予算計上時におきましては、国算定ツールが国から提供される前ということで、当町の基幹系税務システムにおいて、国から示された調整給付に係る所得税情報の把握についてに基づき試算をしました。

当町のシステム改修後の7月3日に国からの算定ツール落とし込み給付金を算定したところ、6月補正予算に計上した額より不足していることが判明しました。

不足となった大きな要因のケースについてであります。所得税が発生せず、所得税がゼロで、住民税のみ課税となったケースでも、1人当たり4万円の減税や給付金の対象となるケースが把握できなかったところによる不足となっております。

今回の補正予算額は、それら不足分に加え、住民税の当初賦課後に所得税の申告を行い、今後給付金の対象となる方を見込み、補正額を算定しております。

なお、給付対象人数につきましては、6月補正予算計上時においては、所得税分及び住民税分を合わせ2,630人分を計上しておりましたが、今回不足しました550人分を加え、合計で3,180人が給付対象となる見込みとなっております。

財源になりますが、財源内訳にありますとおり、追加の国庫分は11月に2回目の実施計画を国に提出し、12月中の交付決定、そして交付に至るスケジュールとなっております。

また、給付金のスケジュールについてであります。議決をいただいた後、8月8日に給付金対象者へ通知をし、本人確認及び口座情報の返信を受け、8月22日に第1回目の給付を行う予定で進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 今回のこれ、国から示された内容で計算を一旦算出して、そのあと算定ツールを用いたら不足したというところだったんですが、これがちょっと詳しく教えてほしいなというところと、こんなに550人ぐらいたったりとか、この金額だったりとかという結構な不足が出ているなというところを感じたんですが、これを防げたものなのかどうかとも含めてちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 当初、今、提案理由説明後に説明させていただいた調整給付に係る所得税情報の把握についてという示された内容について、当町の税務システムで用いる税務資料を基に把握をしました。ただし所得税情報はやはり全て把握し切れなかったというところが実情でして、それが所得税がゼロであっても住民税が発生する方がいたと、その方については、これも説明で申し上げましたとおり住民税の1万円分だけじゃなくて所得税の3万円と合わせた4万円分の減税もしくは給付金の対象になるというところが把握をできませんでした。

所得税がゼロで住民税が発生する分があるのかどうかというケースについてですが、所得税と住民税では控除額に違いがあります。簡単に言うと所得から控除額を差し引いて、控除額を

上回れば双方かからないんですけれども、例えば基礎控除であれば国の所得税は48万円ですが、住民税では43万円だったり、それは扶養控除に対しても同じようなケースでマイナス5万円国税と住民税が違うような仕組みになっています。そうしますと住民税が発生する方が出てくると、そういったところがまだ拾い切れなかったというところが大きな要因となっていました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） それは拾い切れなかったのは国が示した内容でやったとしても、拾い切れないものなのかどうか、それであれば、国が示した内容がちょっとおかしいんだろうなというところでその辺はちょっと強く言っていったほうがいいのかなどは思ったりはするんですが、示された内容にしっかりやったけれども、やっぱりこういうものが出てしまう内容で示されているのかどうかというところもちょっともう一度確認させてください。

○財務課長（安土 哲君） 全部の自治体を調べたわけではないんですけれども、やはり当町と違って足りていましたというところも正直ありました。それはヒューマンエラーというよりも、見込み得る最大値を本当に予測して、補正予算上計上していたと、または当初予算に計上していたということもありましたので、全く防げなかったかどうかと申しますと、ここではちょっと難しかったかなというところが本音なところですよ。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 難しかったし、精いっぱいやって難しかったのであれば、その辺は国に是正というか、この辺をというところの要望とかというのは上げたのかどうかだけ最後お聞かせいただければ。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 他の自治体の状況を、自治体名を挙げては説明できないんですけれども、こういった状況に当町がなったときに、ほかの自治体はどうなんだろうというのは調べました、先ほど申しあげましたとおり。そうしますと、およそ8割ぐらいの自治体が、この最初に提供された資料に基づいて算定しても給付費が足りなかったということが把握でき、9月補正だったり、またさきに7月臨時会に上げた自治体もございました。

それを受けまして宮黒町村会、6町村の税務研究会というのがございまして、そこで、こういった事象が生じたのは、やはり最初に国からどうしても給付金の予算を確保してほしいと、そういった通知に基づき予算化していった経緯もありますので、こういったことが前後しない

ように要望していきたいということを踏まえまして、その上部団体の県の税務研究会のほうに、宮黒町村会の税務研究会としての意見を伝えまして、そして国に伝えていただくような今運びとしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第45号令和6年度松島町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました、議案は全て終了いたしました。

令和6年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

午前10時23分 閉会